

研究会報告

2011年11月29日（火）シンポジウム報告

シンポジウム：社会科学研究所・今村法律研究室・法学研究所の共催

テーマ：「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか？」

報告者：ゲルト・ヴィンター氏（ブレーメン大学教授・同大学ヨーロッパ環境法学
研究所所長）、棚沢能生氏（早稲田大学教授）、広渡清吾氏（本学法学部教授）

司会：白藤博行

時間：18時～20時

場所：神田校舎6号館国際会議室

参加人数：40名

シンポジウム概要

ゲルト・ヴィンター氏を招き、2011年11月29日、「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか？」と題するシンポジウムを、神田キャンパスで開催した。研究者、学生、メディア関係者など約40人の参加を得た。

棚沢能生教授によるドイツの脱原発動向の概観の後、ヴィンター教授による「ドイツにおける核エネルギーからの脱却—その法的諸問題」の講演があった。3・11のあと、ドイツではいち早く2022年までの脱原発政策を閣議決定したが、それを可能にした歴史とさまざまな要因についてのお話があった。「緑の党」の根強い環境運動や Chernobyl 原発事故の苦い経験などがあったが、決定的であったのは、福島原発事故であった。脱原子力エネルギーの長い道のりはまだ続くが、ドイツ基本法（憲法）の健康基本権やシステムの大転換に向けた国家の役割の重要性など、重要な法的問題が多く指摘された。

これを受け、広渡清吾教授からは、日本学術会議会長の経験を踏まえ、脱原発に向けての「電力供給源に関わる6つのシナリオ」などの紹介があり、わが国の脱原発への方向性が示され、われわれ国民がどのような道を選ぶのか、が問われることになった。

3人のご報告を受けて、会場からの活発な質問があり、たいへん盛況かつ有意義なシンポジウムとなった。

記：専修大学法学部・白藤博行

2011年12月17日（土）シンポジウム報告

テーマ： 原発事故とエネルギー政策の転換

主 催： 専修大学社会科学研究所

期 日： 2011年12月17日（土） 13時30分～16時

会 場： 生田キャンパス10号館10209号室

参加者： 約40名

司会 兵頭敦史（専修大学教授）

挨拶 町田俊彦（専修大学社会科学研究所所長）

報告

1 「原発立地地域の経済と地方財政—福島県双葉地域を中心に—」

清水修二（福島大学副学長）

原発の立地条件（低人口地帯、人口密集地帯からある距離離れていること）との関係で福島県が集中立地地域となったが、誘致する側の論理として①「福島県のチベット論」に現れた過疎化・出稼ぎ地帯、②関連産業の立地による「地域発展の起爆剤」論、③「国策への協力論」があった。

原発立地では、電力生産（過疎地、福島県は東京電力の発電量の約3割のシェア）と消費（東京圏）の空間分離が極端で、都市部の利益を立地地点に還元する仕組みとして電源三法システム(1974年)がある。福島県が34年間に受け取った電源三法交付金は2694億円である。原発事故に伴う東京電力の賠償額4兆円超（2012年度まで）、除染費用5兆円超と比較するときわめて少額である。

原発を起爆材とする地域経済の発展という期待があったが、大企業の設備投資に依存し、さらなる増設をお願いするという「独楽回し」（原発稼働を続けないと倒れる）の経済であった。得られた豊かさは事故と撤退という二つのリスクをかかえており、地雷原で宴会をしているような豊かさであった。電源立地効果は「一過性」といわれることがあるが、原発の建設・運転・維持・管理で雇用が大幅に原発に依存する体質は永続化した。

今後の双葉地方の問題として、(1)住民は「ふるさと」を取り戻せるか、若い人は回帰するか、ぎりぎりの選択として自治体の「合併」はあるのか、(2)福島県は「暴力的脱原発」を選択したが、1万人の雇用をどうするのかがある。今後の方向として「都市・農村間対立」を超えて首都圏との関係を再構築することが必要であり、「新エネルギー基地化」を考えてみてはどうか。

2 「放射能拡散の現状と課題」

野口邦和（日本大学歯学部専任講師）

放射能とは、ある種の原子が、自発的に別の種類の原子に変化する性質（能力）であり、1秒間に1個の原子が別の種類の原子に変化する放射能の強さを1ベクレルという。放射能とは、高エネルギーの粒子の流れであり、「アルファ線」「ベータ線」「ガンマ線」「中性子線」がある。

半減期とは、放射性物質の放射能の強さがはじめの半分に減る時間のことであり、セシウム134は2.06年、セシウム137は30.17年、ストロンチウム90は28.8年という各放射性物質固有の半減期がある。半減期の10倍の時間が経つと、放射能の強さは約1000分の1に減る。運転停止後の原子炉内（1～3号機）の原子炉内総放射能は3億200万テラベクレル（1テラベクレル=1兆ベクレル）に達する。

放射能の影響には、線量が閾値を越えると発生する「確定的影響」と線量が0から増えたるに従って大きくなる「確率的影響」があるが、後者で考えた方が正しい。ただし確率的影響に関する低線量領域でのヒトのデータはない。従って規制値以下でも受ける線量をなるべく少なくした方がよい。

原発地域にとどまって生活するためには、外部線量と内部線量の合計、すなわちトータル線量は下げることが緊急課題である。外部線量を下げるために、まず学校等の表土をはがして埋めたが、次にすることは地域社会全体の放射能汚染の除去である。内部線量を下げるために政府がやるべきことは、食品の放射能濃度の監視を強化することと暫定規制値を下げることである。内部線量を下げるために消費者がすることは、産地を選ぶこと、食品を水に洗う・漬ける、ゆでる、煮るなどして、放射能濃度を十分に落としてから食べることである。

3 「脱原発と再生可能エネルギーの可能性」

泉 留維（専修大学経済学部准教授）

上関原子力発電所建設（中国電力が山口県熊毛郡上関町四代・田ノ浦地区に2基建設予定）から見えるものとして、次の点がある。

- (1) 1号機は2010年6月着工、2号機は2017年度着工予定で、まだ調査段階であるが、現地でみると実質的には着工、工事がスタートしている。
- (2) 中国地方の電力需要増加に対応すること、原子力発電割合（現在は全国平均20%を引き上げることが建設目的にあげられているが、中国地方の電力需要はこの10年間増

えていない。原発の環境破壊を覆い隠して、地球温暖化が最大の環境問題であると誇張するとともに、ウランの資源枯渇による価格急騰を無視、廃棄物は出ない、事故は起こらないという前提で算出して、原子力発電は安価であるかのように主張している。

(3) 原発建設は地域社会を分断している。祝島漁協を除く 7 漁協が漁業補償交渉を妥結した。祝島漁協は、共同漁業権であるので、祝島漁協の賛成がない妥結は法的拘束力がないとして中国電力などを訴え、中国電力の埋立工事に対して抗議行動を実施している。原発敷地の一部が共有地（入会地）であったが、集落の役員のみで中国電力に交換提供し、2 日後に移転登記を行った（1998 年）。交換に反対する住民が、入会権があるので全員一致原則を遵守すべきだと裁判所に訴えた。最高裁判所で棄却されたが、3 対 2 の多数決で棄却された（2008 年）。最高裁としては裁判官の判断が例をみないほど分かれたり、法学者は判例に基づかないと判決を批判している。原発の炉心近くにある神社の神主は中国電力に対して神社有地の売却を拒否したが、神社本庁が宮司を解任（2008 年）、その後、責任役員会は 3 対 1 の多数決で売却を決議した。宮司は地位保全、氏子の一部は売却を不服として裁判に訴えている。

再生可能エネルギーでどこまで行けるのかの判断では、再生エネルギーを①ベースロードエネルギーになりうる「安定・予測可能型エネルギー」としての大規模水力、中小水力、地熱発電、バイオマス発電等、②「不安定・予測不可能エネルギー」としての、風力、波力、メガソーラー、③「不安定・電力網に無害なエネルギー」としての家庭用太陽光（電気自動車などの蓄電機能あるものとセットで活用すべき）がある。

震災前の原子力発電所の原子力発電の発電電力量は約 3000 億 kWh（全体の 30%）であるが、どのような電源の選択でも再生エネルギー熱（ペレットストーブ、太陽熱温水器の導入など）の活用を含めて省エネ等の推進で電力需要を 15%程度削減する必要がある。うち 7 %程度は人口減により削減される。

①を主軸とした再生可能エネルギーによる脱原発では、中小水力と地熱発電が鍵になる。日本学術会議では、2012 年度までに原発の運転停止、火力発電所の稼働率は 70% に引き上げるという前提で再生エネルギーによる原発の代替による効果を示している。一般家庭で月 1000 円程度の燃料費増加、実質 GDP 2.2% 減、当面 CO₂ 量は 2009 年比で 6 % 増加する。再生可能エネルギーへの転換で新たな雇用が生まれるが、現在の原発・関連産業の従事者がそのまま新たな雇用機会へ転職できるわけではない。直面で全国をつなぐといった電力ネットワークの整備が必要となる。

参加者からの質問に対する報告者の回答

清水修二

原発事故直後に福島原発の設計を担当したアメリカのG E社からの事故後の対応で協力したいという申し出を日本側が断ったのは事実かとの質問に対し、事故後の大混乱の中でコミュニケーションが十分とれないG E社の申し出を断ったのは当然である。

アジアの国々は原発導入に積極的であるが、日本が原発を輸出することは公害・リスクの輸出であり、許されない。

今、必要なことは高濃度地域で10m四方単位ぐらいで細密な汚染地図を作成し、それに基づいて住宅地、農地といった土地利用を考えることである。

国民全体で考えてみたいこととして、利益誘導で原子力のリスクを農村に転嫁してきたやり方は良かったのか、すでに「原子力との共生」の道を選択した地域はどうしたらよいだろうか等がある。原発の運転を停止しても、放射性廃棄物は残る。ガレキの最終処分場は原発でつくった電気で受益してきた首都圏で受け入れるべきである。

野口邦和

きめ細かい放射能測定が必要である。

安全性意識を育てよう。食品については、規制値を現在の暫定規制値よりも引き下げるべきである。福島産の農産物についてみると、一部を除いては、検出限界値よりも低い。放射性物質が表土にあった段階から土の中に入った段階になり、根からの吸収になっているためである。海の汚染については実態が知らされていないが、可能性は高い。高濃度汚染水がたまり水となっているのが危険である。

ガレキの最終処分場について、県外で受け入れてくれるところで出てこないだろう。

泉 留維

高レベル放射性廃棄物の受入先が決まっている国はない。今後、出さない、増やさないことしか途はなく、それは廃炉である。

脱原発の立場に立って再生可能エネルギーの原発代替を考えている。②の「不安定・予測不可能型エネルギー」は全国的な電力ネットワークに乗せるのには適していない。ローカルなネットワークを考えるべきである。電気についても、「地産地消」という考え方を取り入れるべきである。

記：専修大学経済学部・町田俊彦